

早婚夫婦支援事業



越前市では若い世代の新婚世帯を対象に、結婚生活のスタートアップのための支援金を交付します。

支援金額

夫婦どちらか又は夫婦共に

29歳以下



1世帯当たり **30万円**

25歳以下



1世帯当たり **40万円**

交付対象者

以下のすべてを満たす世帯が対象となります。

- ① 婚姻日が令和6年1月1日～令和7年3月31日までであること
- ② 婚姻日における申請者及び配偶者の年齢が39歳以下、かつ双方またはいずれかの年齢が29歳以下であること
- ③ 申請時に、申請者及び配偶者の住所地が越前市となっていること
- ④ 申請者と配偶者の所得の合計が500万円未満であること※
※奨学金を返済している場合は、所得から年間返済額を控除
- ⑤ 過去に本事業に基づく支援金の交付を受けたことがないこと



申請方法

- ・指定の申請書に必要書類を添付し、市役所こども未来課まで提出してください。
- ・申請書の様式や必要書類は越前市ホームページからご確認ください。

申請受付期間

令和7年3月31日まで

問い合わせ先

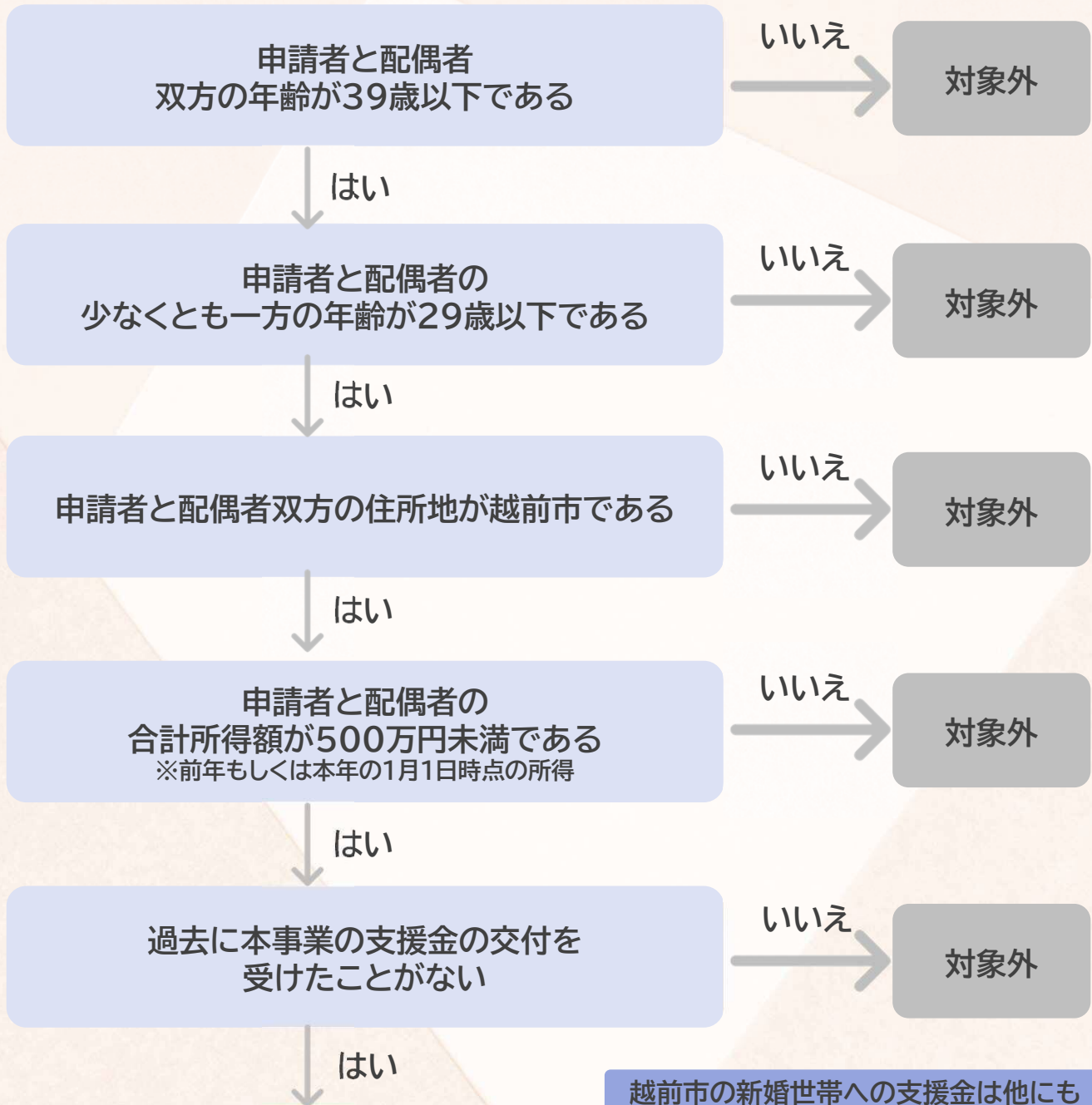
越前市役所 1階 こども未来課 7番窓口
電話 0778-22-3006 (平日8:30~17:15)
メール jidou@city.echizen.lg.jp



越前市ホームページ

(令和6年4月更新)※内容について変更になる可能性があります

○支援金交付対象者早見表○



申請できます

下記問い合わせ先へご申請ください。
※審査の結果、交付できない場合もあります。

越前市の新婚世帯への支援金は他にも！

【結婚新生活支援事業】



- ・住宅を取得する場合
- ・住宅をリフォームする場合

住宅の支援を受けられる可能性があります。

支援の概要や申請に関する問い合わせは
越前市役所 4階 建築住宅課 まで
電話:0778-22-3074

問い合わせ先

越前市役所 1階 こども未来課 7番窓口
電話 0778-22-3006
(平日8:30~17:15)
メール jidou@city.echizen.lg.jp